

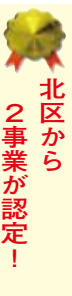


秋の全国交通安全運動の一環として、60歳代を対象とした車の実技講習（ＡＴ車で実施）や運転適性検査などを行います。お気軽にご参加ください♪

日時 9月23日（月・祝）
午前9時30分～正午
場所 光悦自動車教習所

学まちコラボ事業
認定事業が決定

市が大学コンソーシアム京都と協働で、大学と地域の皆さんが連携して取り組む事業を支援する「学まちコラボ事業」の平成25年度認定事業が決まりました。



北区から
2事業が認定！
■目指せ紅白紫野大作戦！！
【佛教大学むらさきっず】

今回むらさきっずは、
①地域の防災意識の向上
②紫野の一人暮らし高齢者（パープルフレンズ）の生きがいづくりを通じた地域活性化、という2つの目標の達成を目指します。
防災をより身近に感じてもらうために、パープルフレンズによる「防災数えうた（仮）」を制作し、施設や地域で防災啓発運動を展開します。また、「ひとり暮らし高齢者のための防災グッズ」の開発も行います。

（北區大宮玄塚南町25）
対象 北区内に在住または通勤されている60歳代の普通免許保有者
参加費 無料
定員 24人（先着順）
申込方法 電話・FAXまたは電子メールにより、「京都いつでもコール」（1面下部参照）まで。
申込時に、郵便番号・住所・名前・生年月日・電話番号をお伝えください。
申込期間 8月19日（月）～9月13日（金）
問合せ 地域力推進室 まちづくり推進担当
☎432・1208

■Let's小野GO（小野郷へいこう）【佛教大学Let's小野GO（小野郷へいこう）】
小野郷学区の情報発信や他地域との交流の機会づくりを目的に、小野郷学区の魅力を再発見するための「ガイドブック」の作成や、様々な人が集い交流することのできる「音楽祭を開催します。また、高齢者自身に講師として力を発揮していただく「しめ縄づくり講習会」を実施します。



認定団体の代表者の方々（上：むらさきっず 下：Let's小野GO）

問合せ 市民協働政策推進室
☎222・3103
（公財）大学コンソーシアム京都学まちコラボ事業担当
☎353・9163

「京都を彩る建物や庭園」に
中川学区の民家など12件が選定

市では、京都の財産として残したい建物や庭園を市民から推薦いただき、「京都を彩る建物や庭園」として公表しています。

このたび、中川学区の民家や北山杉の加工場・倉庫、合わせて12件が選定されました。

6月に開催された選定証の授与式では、所有者の方から、「自分達の感じている地域への愛着と良さを次の世代に伝えていきたい」、「地域の魅力として発信」、産業遺産として活用ができないか」といった声がありました。

中川学区では、地域の財産である産業や住まいの文化を掘り下げ、その価値を再確認する取り組みが行われています。今回の選定を機に、中川学区の文化が見



選定された上田家

第50回北區民
バレーボール
カーニバル



6月30日に、府立体育館で第50回北區民バレーボールカーニバルが行われました。

今年は、男子の部に7体振7チーム、女子の部に11体振17チームが参加し、熱戦が繰り広げられました。

結果
優秀チーム
（2戦中2勝したチーム）
男子 柏野、柊野
女子 大宮A、大宮B、元町A、柊野A、柊野B（順不同）

問合せ 市民協働政策推進室
☎222・3103
（公財）大学コンソーシアム京都学まちコラボ事業担当
☎353・9163

雲ヶ畑
松上げ
観賞ツアー

鴨川の源流・雲ヶ畑では、火除けと五穀豊穡を祈願して、毎年8月24日に松上げが行われています。山の中腹のやぐらに、文字の形に組んだたいまつを取り付け、点火します。火文字は当日までわかり

昨年「平」

ません。今年どんな文字が夜空に浮かぶのでしょうか？
臨時バスを運行いたします。ぜひご参加ください。
開催日 8月24日（土）
※雨天決行
集合時間 午後7時
集合場所 北大路駅前（烏丸北大路交差点南東角を東へ約40m（京都バス西行き停留所）
定員 50人（先着順）
申込方法 8月16日（金）～21日（水）に電話でお申し込みください。
※受付時間は午前9時～午後5時（土・日を除く）
申込み・問合せ 雲ヶ畑出張所
☎406・20001

～福祉医療制度のお知らせ～

制度名	対象となる方	支給内容	一部負担金
A. ひとり親家庭等医療（申請日から）	次のいずれかに該当する方（所得制限あり） ①生計を一にする父または母のない18歳到達後最初の3月31日までにある児童 ②①の児童と生計を一にする母または父 ③両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方など	健康保険の自己負担額 ※平成25年 8月 から父子家庭も対象になりました。	なし
B. 重度心身障害者医療（申請月の初日から）	次のいずれかに該当する方（所得制限あり） ①1級または2級の身体障害者手帳を持っている方 ②知能指数（IQ）が35以下である方 ③3級の身体障害者手帳を持ち、知能指数（IQ）が50以下である方	健康保険の自己負担額	なし
C. 重度障害老人健康管理費（申請月の翌月から）	④3歳未満の方で障害の程度が①～③と同程度の方 ＊重度障害老人健康管理費は、後期高齢者医療制度の資格がある方が対象	後期高齢者医療の一部負担金相当額	
D. 老人医療（申請月の初日から）	65歳以上70歳未満で、 ①所得税が課税されていない世帯（一部例外あり） ②所得が基準額以下で、（ア）～（ウ）のいずれかに該当する方 （ア）寝たきり （イ）一人暮らし （ウ）同居者が親族のみで、全員が60歳以上、18歳未満または一定の障害がある方の世帯	健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額	後期高齢者医療の一部負担金相当額（1割または3割負担、ただし自己負担限度額あり）

※ 福祉医療制度の適用を受けるには申請が必要です。申請には保険証、印かんをお持ちください。制度により身体障害者手帳、戸籍謄本などが必要となります。
※ 入院時の食事代及び居住費などは支給の対象となりません。

問合せ・申請先 A. B. D：福祉介護課福祉医療担当 ☎432-1297
C：保険年金課保険給付・年金担当 ☎432-1273

